

都市計画道路補助線街路第133号線について

都市計画道路補助線街路第133号線の最近の動向について、下記のとおり報告いたします。

記

1 概要

- (1) 路線名：東京都市計画道路幹線街路補助線街路第133号線
- (2) 告示番号：戦災復興院告示第128号（昭和22年11月26日）
- (3) 位置：起点 世田谷区桜三丁目
終点 板橋区下赤塚町
幅員16m 延長15,950m
- (4) 事業予定区間：成田東区間 放射第6号線（青梅街道）
～補助第130号線（五日市街道）
※幅員16m 延長890m
※東京における都市計画道路の整備方針（平成28年3月）
「第四次事業化計画」優先整備路線に選定

2 事業概要及び測量説明会

- (1) 開催日時：①令和元年11月14日（木）午後7時00分から午後8時30分
②令和元年11月16日（土）午後2時30分から午後4時00分
- (2) 開催場所：①杉並第二小学校（体育館）
②東田中学校（体育館）
- (3) 来場者数：337名（①117名、②220名）
- (4) 主な意見：
 - ・説明会の開催に関する事
 - ・都市計画決定に関する事
 - ・優先整備路線の選定に関する事
 - ・将来の健康被害に関する事
 - ・周辺環境に関する事
 - ・測量に関する事
 - ・用地に関する事

3 添付資料

- ・「事業概要及び測量説明会」説明用資料 資料 1
- ・「東京のみちづくり」パンフレット 資料 2

事業概要及び測量説明会

～東京都市計画道路補助線街路第133号線(成田東区間)～

令和元年11月14日(木曜日) 杉並区立杉並第二小学校

令和元年11月16日(土曜日) 杉並区立東田中学校

東京都 第三建設事務所

説明会の目的

本日の説明会は、**事業の概要**、**進め方**、**測量作業**について説明し、皆様のご理解とご協力を得るために行うものです。

説明項目

- 事業の概要
- 整備目的
- 測量作業
- 今後の事業の進め方

事業の概要

補助第133号線の概要



補助第133号線(成田東区間)の位置図



優先整備路線の公表まで

- ・平成27年5月 「中間のまとめ」の公表
- ・平成27年12月 「整備方針(案)」の公表
- ・平成27年12月から翌年2月 意見募集
- ・平成28年3月
「東京における都市計画道路の整備方針
(第四次優先整備路線)」の公表

【必要性の検証】

平成28年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」では、**将来の都市計画道路ネットワークの検証**を実施しており、当該区間は、15の検証項目のうち、

『交通処理機能の確保』

『延焼遮断帯の形成』

に該当し、必要な都市計画道路であることを確認しています。

【優先整備路線の選定】

将来の都市計画道路ネットワークの検証において、必要性を確認した都市計画道路から、重要性、緊急性を考慮し、平成28年度から令和7年度までの10年間で整備すべき路線を選定しました。

当該区間は、6つの選定項目のうち、
『地域の安全性向上』
の観点から、優先整備路線に選定しました。

整備目的

目的1 歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保

目的2 災害時の安全な避難路や緊急車両の通行の確保

目的3 電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出

目的1 歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保



○ 成田東地区の道路の様子



○ 五日市街道(整備済)

目的2 災害時の安全な避難路や緊急車両の通行の確保



○ 成田東地区の道路の様子



○ 成田東地区周辺の防災拠点

目的3 電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出

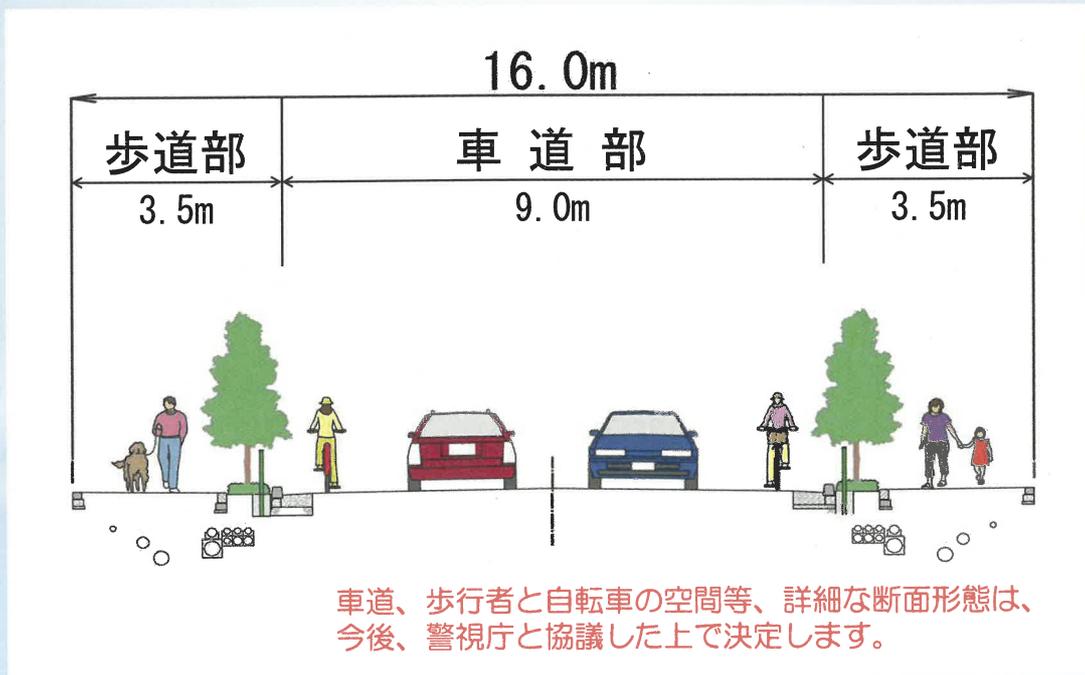


○ 成田東地区の道路の様子



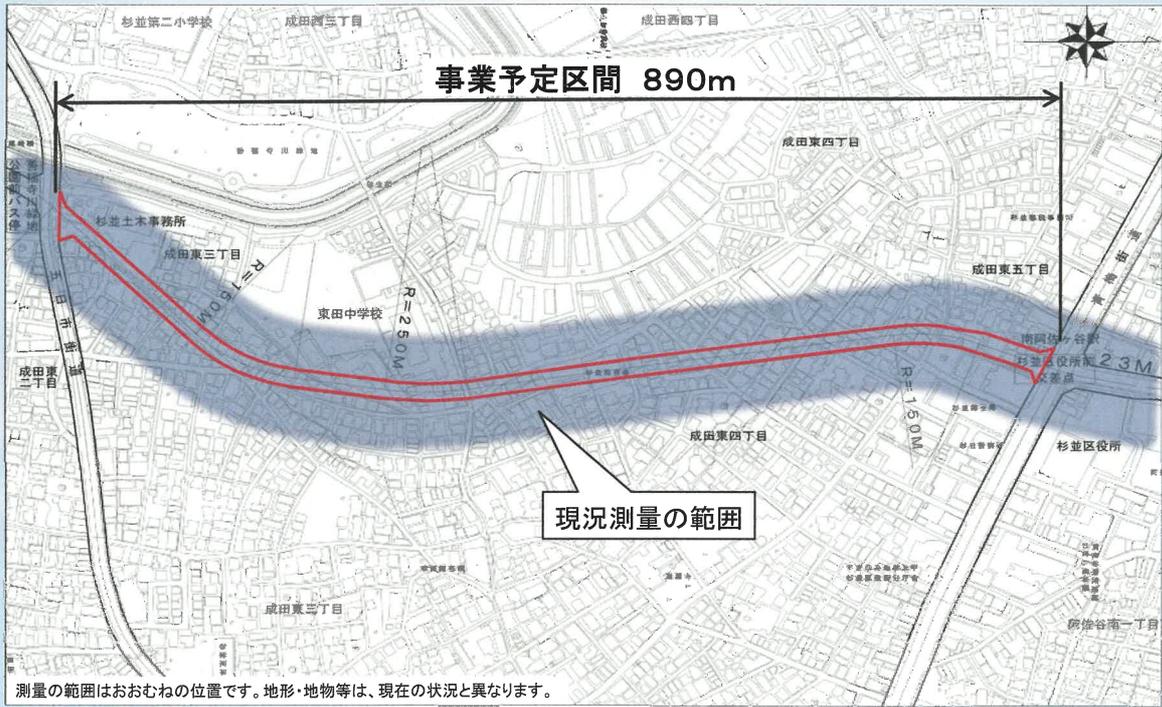
○ 五日市街道(無電柱化済)

標準断面イメージ図



測量作業について

測量作業の範囲について



測量の実施

現況測量



用地測量

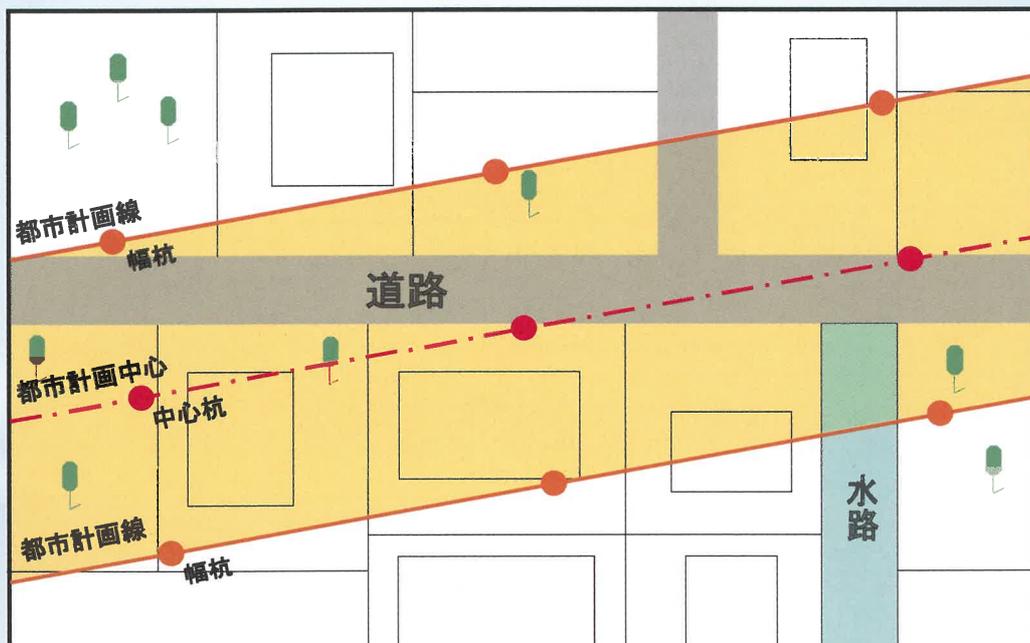
現況測量とは・・・

都市計画道路の予定区域と周辺の建物、
樹木、塀及び道路等の位置や形状を測量。



都市計画線の位置を明らかにする。

現況測量の作業



測量の実施

現況測量

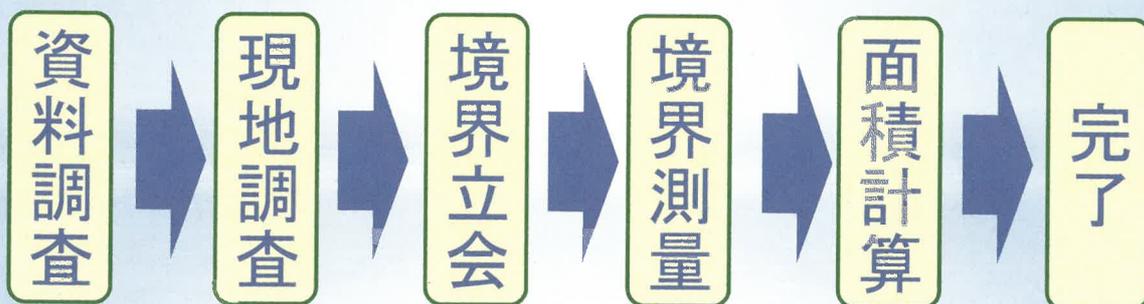


用地測量

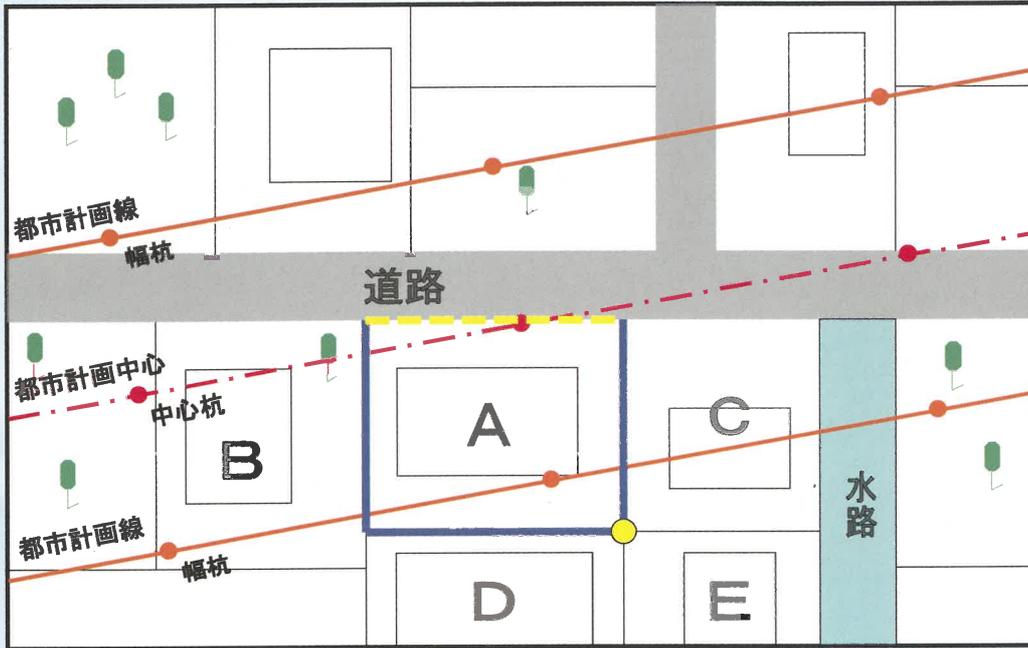
用地測量とは・・・

取得対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、取得面積を確定する作業。

●用地測量の作業



境界立会について



境界立会について

- ・立会い日の二週間程度前に、東京都から「土地境界立会のお願い」(立会依頼書)を郵送します。
- ・立会いの日時はこちらからご案内いたします。ご都合が悪い場合には、日時の再調整をいたします。

〇〇三建工一第〇〇号
〇〇〇〇年〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

東京都第三建設事務所長
〇〇〇〇

土地境界立会のお願い(依頼)

初秋の頃、皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より東京都の道路行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、東京都が実施する東京都市計画道路補助第133号線(成田東)の整備事業につきましては、皆様のご協力の下、用地測量を行っております。
つきましては、所有されている下記土地と隣接する土地との境界について、現地での確認をさせていただきたく、ご多忙中誠に恐縮ですが、下記の日時に立会いをお願いいたします。
また、立会前の準備として、皆様方の敷地に一時立ち入らせていただくことがあります。その際には、事前にご挨拶をいたしますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

記

土地の所在 杉並区成田東〇丁目〇〇番
立会の日時 〇〇〇〇年〇月〇日 〇時〇〇分

立会に際しましては

- 1 この「依頼状」と「印鑑(欄印)」をご持参ください。
- 2 ※ 印鑑は、朱肉で押印するものをご持参ください。(スタンプ印不可)
- 3 境界について、参考となる図面または書類(土地の測量図、隣地との境界確認書類等)をお持ちの方は、ご持参ください。
- 4 ※ 事前にご提供いただいた方は、新しい資料がある場合にご持参ください。
- 5 当日、代理人の方が立会をされる場合は、土地所有者の方が記入した「委任状(欄印)」及び代理人の「印鑑(欄印)」とこの「通知状」をご持参ください。
- 6 所有されている土地を貸している場合は、立会い当日に借地人の方のお名前、連絡先をお聞きしますので、よろしくお願いたします。
- 7 小雨の場合は決行いたしますのでご協力をお願いします。
- 8 ご都合の悪い方は、日時等の調整を行いますので、下記の担当者まで早めにご連絡ください。

【連絡先】
東京都第三建設事務所 工事第一課 測量担当 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
測量実施会社 株式会社〇〇〇〇 担当 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

境界立会について

- ・土地所有者に代わり、代理の方が立会うこともできます。その場合、「委任状」が必要となります。

〔委任状は立会依頼書と合わせて郵送いたします。〕

年 月 日

東京都第三建設事務所長 殿

委任状

代理人

住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、私の所有する土地と東京都が行う都市計画道路補助第133号線(成田東)の道路整備事業に伴う境界に関する立会い・確認・承諾に関する一切の行為を委任します。

記

土地の所在・地番 _____

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

境界立会について

- ・立会証明書への署名・捺印をお願いします。

別紙第9号様式(第32条関係) 嘱託登記用

立会証明書

土地の表示 〇〇区〇〇丁目10-1

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の境界について異議なく確認されたものである。

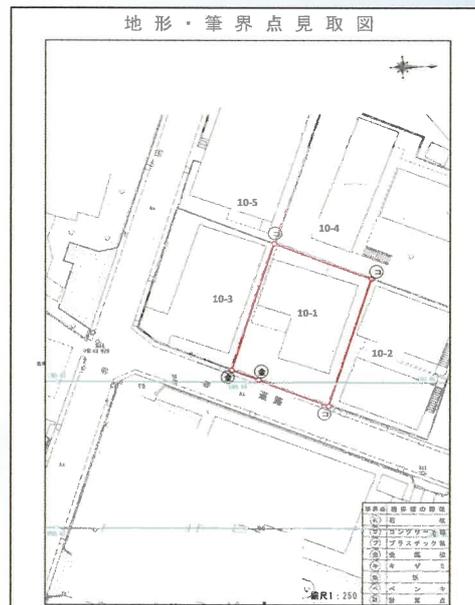
隣地地番	接所有者	立会人住所(上)氏名(下)	所有者との関係	立会年月日	会印
10-1	〇〇〇〇	〇〇区〇〇丁目10-1 〇〇〇〇	本人	年 月 日	印
10-2	〇〇〇〇	〇〇区〇〇丁目10-2 〇〇〇〇	本人	年 月 日	印
10-3	〇〇〇〇	〇〇区〇〇丁目10-3 〇〇〇〇	本人	年 月 日	印
10-4	〇〇〇〇	〇〇区〇〇丁目10-4 〇〇〇〇	本人	年 月 日	印
10-5	〇〇〇〇	〇〇区〇〇丁目10-5 〇〇〇〇	本人	年 月 日	印

本立会証明書のとり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

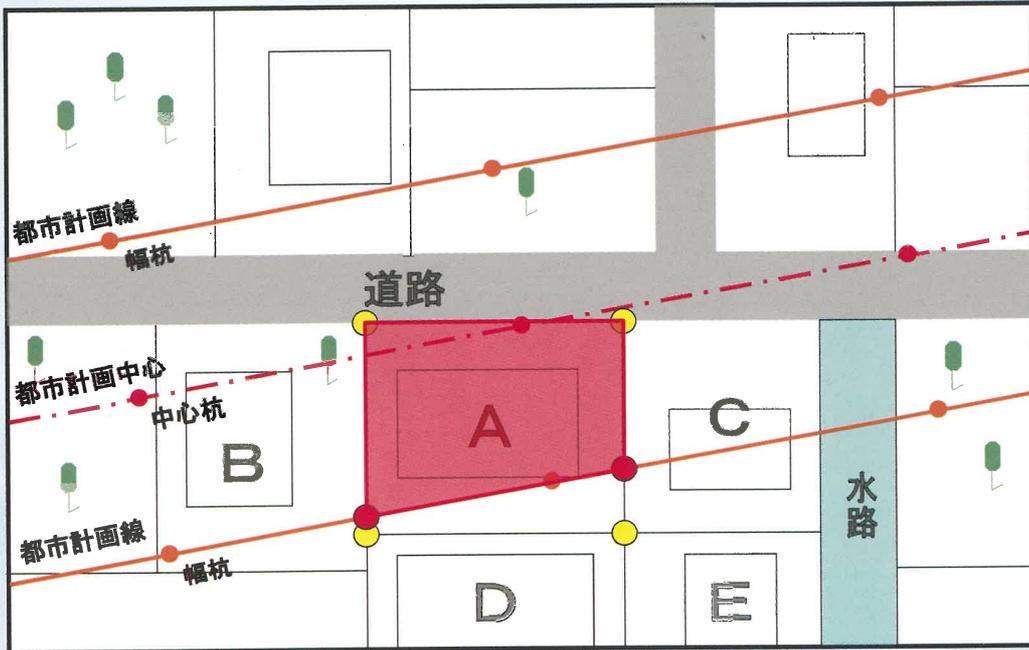
年 月 日

調査 測量者職氏名
東京都第三建設事務所
所長 〇〇 〇〇 印

注1 管理人、代理人が立会いた場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。
注2 この立会証明書と境界を明らかにした図面を合綴した場合は、立会者の契印をする。



境界測量について



測量に関するお知らせ

- ・測量作業員は腕章を着用
- ・身分証明書を携帯

腕章



身分証明書

〇〇三建工一身第〇〇号

身分証明書

氏名 〇〇 〇〇

顔写真

〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
 勤務先 株式会社〇〇測量
 住所 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇-〇
 上記の者は東京都施行の下記委託
 に従事する者であることを証明する。

記

1. 件名 〇〇現況測量
2. 委託場所 〇〇〇丁目地内から
〇〇〇丁目地内まで
3. 委託期間 自 〇〇年 〇〇月 〇〇日
至 〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇年 〇〇月 〇〇日
 東京都第三建設事務所長

〇〇 〇〇

公印

今後の事業の進め方

事業の進め方

事業概要及び測量説明会

現況測量の実施

用地測量の実施

事業着手（事業認可）

用地説明会の開催

用地折衝・協議

契約・補償金の支払い

物件移転

工事説明（チラシ配布）

工事の実施

都市計画道路の完成

問い合わせ先

【事業計画や測量に関する問い合わせ先】

第三建設事務所

工事第一課 渉外担当 福島 03-3387-2102

測量担当 中村・中川 03-3387-5362

【用地取得の進め方や公共補償に関する問い合わせ先】

第三建設事務所

用地課 調整担当 中村 03-3387-5135

皆様のご理解、ご協力を
お願いいたします。

東京のみちづくり

都市計画道路ができるまで



みちは、

交通

わたしたちの暮らしを支えます。

防災

わたしたちの暮らしを守ります。

生活

わたしたちの暮らしにゆとりをもたらします。



みちの現状

ますます進む渋滞！



もう、うんざり。
なんとかして！

歩きやすい
歩道が欲しいね。



危なくて
運転できないよ。

狭い道路！

いざという時
不安。



消防車が通れない！



東京都 建設局
道路建設部 計画課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001
電話 (03) 5320-5322
建設局ホームページ <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/>



都市計画道路ができるまで。

はじめに——

都市計画道路は、都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とし、都市計画として定められた道路です。

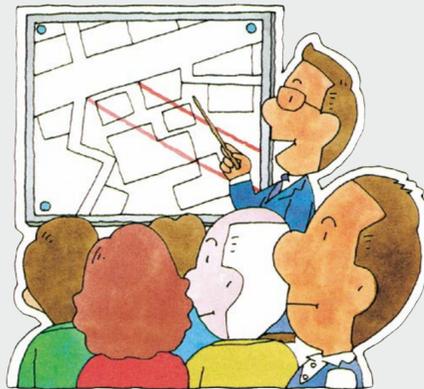
東京都の都市計画道路は、大部分が

- ①区部では、戦災復興計画（昭和21年）により
- ②多摩地区では、昭和37年～39年ごろ

都市計画決定されています。

その後、計画の見直しが必要な箇所については、再検討を行い、現在の計画となっています。

1 事業概要および測量説明会の開催



計画道路の沿道の皆さまにご理解をいただくため、事業概要および測量についての説明を行います。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

2 現況測量の実施



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

4 事業着手の手続



都市計画法第59条により、事業着手の手続をとります。

6 用地折衝・協議



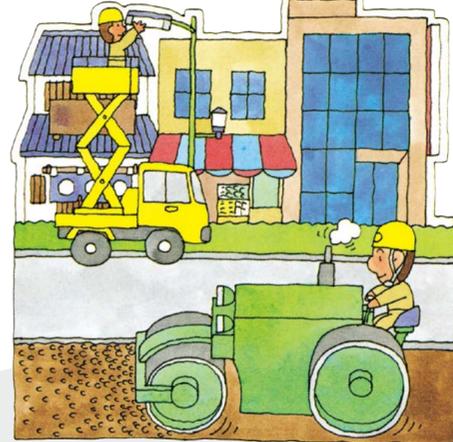
対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

8 物件移転



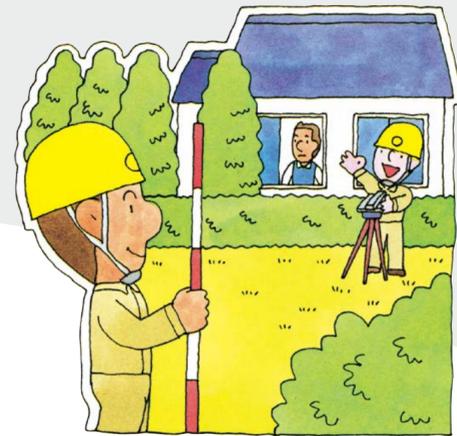
取得させていただく土地にある家屋などの物件を移転していただきます。

10 工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけご迷惑の少ないよう施工を行います。

3 用地測量の実施



この測量により、取得させていただく土地の面積が確定します。

5 用地説明会の開催



用地取得の対象となる皆さま（アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

7 契約・補償金の支払い



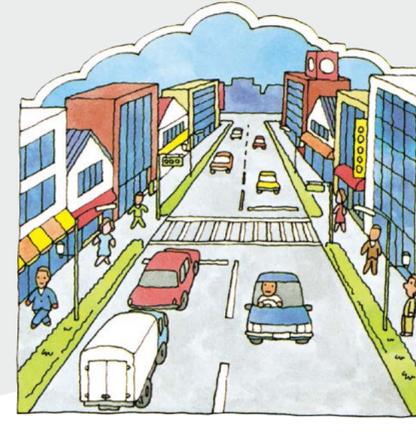
話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

9 工事に関するお知らせ



チラシの配布等により、沿道の皆さまに、工事の実施に関するお知らせをいたします。工事の規模が大きい等の事情により、説明会を行う場合もございます。

11 都市計画道路の完成



多くの皆さまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。